

土山地域包括支援センターの委託に伴う人員配置基準の変更について

1. 土山地域包括支援センターの現状

土山地域包括支援センターの人員配置は、保健師（所長）、社会福祉士、主任介護支援専門員（会計年度任用職員）の3名体制（実質稼働 2.75 人）で事業を運営している。

一方、地域包括支援センターの委託に伴う事業所ヒアリング調査の中で、専門職の確保がどの法人においても課題としてあげられていた。

甲賀市内の地域包括支援センター専門職配置については以下のとおり。

【表 1】（町別）地域包括支援センター専門職配置一人当たり第 1 号被保険者数

地域	第 1 号被保険者数	専門職人数	専門職一人当たり担当第 1 号被保険者数	土山町を 1 とした場合の他町の割合
土山町	2,687	2.75	997	1
甲賀町	3,467	3	1,156	1.16
信楽町	4,018	3.3	1,216	1.21
甲南町	5,845	4	1,461	1.47
水口町	9,572	6	1,595	1.63

2. 人員配置基準について

「甲賀市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施にかかる職員及び運営に関する基準を定める条例」（抜粋）

第 4 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1 人、(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1 人
(3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1 人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は基準の定めるところによることができる。

条例における人員配置基準を見ると、土山地域は第 1 号被保険者数が 2,687 名であり、常勤保健師その他これに準ずる者 1 名と社会福祉士又は主任介護支援専門員のいずれか 1 人の計 2 人の配属による運営も可能である。

ただ、現行の職員配置において土山地域包括支援センターに余裕があるという状況ではないことから、専門職（主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士）3 名もしくは、2 名とそれに準じる形での人員配置についてプロポーザルの際に提案いただくことも可能としたい。